

第32回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年2月26日(月)午後2時00分～午後3時35分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

3 出席委員 (農業委員)

1 番 太田香代子	2 番 廣瀬博一	3 番 伊崎美代子	4 番 木下勝徳
5 番 小川一英	6 番 植木健太郎	7 番 楠田耕三	8 番 平 光正
10 番 本多利任	11 番 山下勝也	12 番 山崎伸吾	13 番 寺田健蔵
14 番 水田 勇	15 番 中村修治	16 番 金子初夫	

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

21 番 野原重光	22 番 中山秀樹	23 番 田中八郎	26 番 北岡新市
27 番 内田一郎	28 番 末吉秀明	29 番 神崎好史	30 番 中村康弘
31 番 石橋浩昭	32 番 石橋正浩	33 番 山口俊一	37 番 原田久也
39 番 浅田修弘	40 番 柴内成世	41 番 三宅東英	42 番 本多晋介
43 番 宮崎 努	44 番 山本敏晴	46 番 相良栄一郎	47 番 本田勝彦
48 番 飛永敏博			

4 欠席委員 (農業委員)

9 番 中野裕二 17 番 馬場正国

(農地利用最適化推進委員)

19 番 吉岡長久	20 番 田中芳邦	24 番 本多正敬	25 番 増田孝徳
34 番 松尾和昭	35 番 寺田俊秀	36 番 末續公德	38 番 岡田裕弥
45 番 宮崎陽一			

5 議事録署名委員 10 番 本多利任 11 番 山下勝也

6 事務局出席者 山本忠介 本多 守 円口智仁 山口朋子

[日 程]

議案第131号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第132号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第134号 農用地利用集積計画の決定について
議案第135号 南島原農業振興地域整備計画に係る意見について
議案第136号 見岳地区水利施設等保全高度化事業特別型(畑地帯担い手育成型)(区画整理工種)

の事業計画変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明について

議案第137号

見岳地区水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設工種）の事業計画変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明について

議案第138号

農地等の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の継続適用農地等に係る「引き続き農業経営を行なっている旨の証明書」の発行について

その他

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） ただいまから第32回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、9番中野委員、17番馬場委員、19番吉岡推進委員、20番田中推進委員、24番本多推進委員、25番増田推進委員、38番岡田推進委員、45番宮崎推進委員から欠席の報告があつております。

また、まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は16名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第5条の規定によりまして会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくをお願いします。

議長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第32回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本年度の農業者年金加入推進につきまして、各地区の個人ごとに熱心に取り組んでいただいていることに対して感謝を申し上げます。県の目標数14名に対して18名の加入があつておりますが、本市の目標数25名にはまだ達しておりませんので、残り2週間ほどであります。この達成目標に向けて、最後まで推進活動に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

さて、2月5日までとなつておりました農業委員の募集につきましては、市のホームページで公表させておりますが、定数19名に対して22名の推薦・応募があつており（うち重複2名）、また、農地利用最適化推進委員につきましては、定数30名に対して30名の推薦・応募があつております。新体制への移行が順調に進みますよう皆様のご協力をお願いいたします。

また、農林課から委員の皆様以案内があつているかと思いますが、2月26日から3月15日までにかけて、地域計画地区懇談会が各地域で開催されます。農地利用最適化の推進が皆さんの最も重要な任務となっておりますので、各担当地区の説明会には必ず出席をお願いいたします。

事務局から説明がありました農業委員18名中、出席委員は16名との報告があり、総会開催に必要な過半数に達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に10番本多委員、11番山下委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

議案第131号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） どうも皆さん、お疲れさまでございます。私のほうから、議案第131号 農地法第

3条の規定による許可申請について説明いたします。座って説明します。

それでは、2ページをお願いします。

今月は、売買1件、605平米、贈与1件、1,127平米です。

(議案第131号 番号1、番号2を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 3条の申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、1番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

2番の案件は有家の案件であります、有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「意見ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第132号 農地法第4条の規定による許可申請について 番号1より、説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第132号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページをお願いします。

番号1、南有馬町の〇〇さん、南有馬町〇〇番〇外1筆、地目は畑、合計が314平米となっております。転用の目的は住宅用地になっております。申請地を転用して住宅を建築したいということでございます。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われまます。一般住宅、木造平屋建ての建築面積89.42平米です。敷地を最大0.5m盛土し、擁壁にて土留め工事を行い、土砂の流出を防ぎまます。また、転落防止のため、高さ1mのフェンスを設置いたします。雨水につきましては、敷地を進入口へ向けて傾斜させ、道路側溝へ放流予定となっております。汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽による処理の後、道路側溝へ放流予定となっております。なお、道路側溝の管理者の市管理課のほうとは協議済みということでございます。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。21日水曜日1時50分頃より、〇〇委員と〇〇の〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、〇〇の〇〇の横の道路、〇〇に上る道路があるんですけど、そこを上ってもう100mぐらいのところなんです。もうさっき全部事務局が言われたんですけど、その北側から道路側になだらかに傾斜をつけて、道路側溝に雨水が流れるようにしてあるということでした。あと、隣の農地、L型になっているんですけど、その農地の方にも了承を

得て、何の問題もない現場と見てまいりました。もうその日は雨風で傘がひっくり返って、びしょびしょになって、もうみんな大変な現場でした。皆さん、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が言われたとおり、問題ないと思います。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

4ページをお願いします。

番号1、有家町の〇〇さんから島原市の株式会社〇〇さんへ、布津町〇〇番〇、地目、畑、地積が792平米です。転用の目的は建設資材置場の用地となっております。南島原市内に資材置場がないため、新たに資材置場を設けて利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可あり次第、永久となっております。なお、こちらの4ページの右側の図面につきましては、差し替えがあつておりました。今、建設発生土と残土というふうに書いてあります。そちら、建設発生土のほうにはセレクト、残土のほうには良質土ということで修正があつておりますので、お知らせしておきます。

なお、この本件の農地区分につきましては、おおむね500m以内に市役所(〇〇庁舎)がありますので、第2種農地と思われまふ。建設資材置場、792平米です。現在そのまま整地いたしますが、進入口部分を最大1.5m切土して石積みをしまふ。そして土砂の流出を防ぎまふ。また、進入口のスロープにつきましては、碎石舗装といたしまふ。雨水につきましては自然流下です。汚水、雑排水は発生いたしまふ。なお、資金につきましては、自己資金により賄われまふ。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。21日午前10時30分頃より、先ほどの〇〇委員のところよりもっと降つていたと思ひまふけども、ちょうどひどいときに行つてまいりました。同行されたのは〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名の6名で行つてまいりました。場所は、布津町の国道251号沿いに〇〇医院がありますが、そこの前のあれは押しボタン信号機だつたと思ひまふけども、その信号機から海側に20mほど下つたところだす。敷地内の雨水は自然流下とのことで、予定では2トン車程度の搬入を予定しているとのことでしたが、その点はまづ自然流下ということで問題ないと思ひまふ。ただ、スロープとしてある進上路、こちら辺や敷地内からの碎石、あるいは雨水の道路側への流れ込みが懸念されまふが、くれぐれも道路や付近住民に迷惑をかけないようにと〇〇委員からも、事務局からも要請していただきまふして、それは守りまふという返答をいただいております。

以上のようなことでありまふして、本申請について許可相当というふうに見てまいりました。ご

審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。さっきも〇〇委員が言われましたように、外にも出られないぐらいの大雨で、事務局の〇〇と〇〇が何か悪いことをしたのかなというぐらい、とにかく本当にひどかったです。

それで、今言っていたように、見ていただければ、このスロープのところ、ここが道路が極端に狭いんですよ、手前も。そこは三差路になつとるんですけど、こっちのほうにしたら、水が相当来ますよということで、大体こっちに傾斜がかなりなっているわけですよ。だから、これをできれば真っすぐにさせていただいて、雨水をなるべくこっちのほうには、仕方ないんですけど、大雨のときに一括して全部来ないような状態をつくってくださいということで。ほんで、その下に太陽光がはまっておりますけれども、もうこれは自分の所有物ということで、こっちにはどれだけ流れてきても良いということですので、とにかく〇〇委員が言いましたように、地域の方々に、道路のところ狭いもんですから、大雨のときなんかとにかく迷惑にならないような状態をしてくれということをお願いしました。以上です。

議長 雨水関係に配慮いただきまして、ありがとうございました。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、5ページをお願いします。

番号2、島原市の〇〇さんから有家町の合資会社〇〇さんへ、有家町〇〇番、地目が畑、面積が269平米となっております。転用の目的は露天資材置場用地です。申請地を譲り受けて、露天資材置場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期は許可あり次第、期間は永久年となっております。

本案件の農地区分は、おおむね500m以内に市役所(〇〇庁舎)がありますので、第2種農地と思われます。露天資材置場、269平米、現在そのまま整地をいたします。周囲には既存のコンクリートブロック(1段積み)があり、土砂の流出を既に防いでおります。雨水につきましては、新設の雨水枒を設置し、市道に埋設する雨水放流管を經由し、道路側溝へ放流いたします。なお、その雨水放流管の設置につきましては、市管理課との協議済みです。汚水、雑排水は発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件に関して、現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。2月21日午前9時20分頃より、〇〇委員、〇〇最適化推進委員、それと事務局3名、計6名で見てまいりました。場所は、〇〇庁舎から上のほうに500mぐらい行ったところに〇〇というお寺がございますけれども、そのお寺の真後ろ、斜め後ろといいますかね、約100mぐらいのところにあります。

現地を見ていただけますように、手前のほうが広くて、何か芝山の中に高く盛り上がったよう

な状態ですけれども、これを真っすぐにしていただいて、手前のほうに雨水も来るということで、今矢印をしてありますけれども、これはもう市からもう許可はもらっているということで、ここに側溝をはめて、さらに左側に行ったところに既存の排水溝がありますので、そのほうに流すということで、何ら問題ないのかなと見てまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員からの報告があったとおり、形状についても緩やかなスロープ等になっておりますので、敷地内及び排水については問題ないかと思えます。この中であります碎石とか砂とかという部分が近くの民家に飛散しないようにという注文をつけられておりましたので、改めて報告いたします。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、6ページをお願いします。

番号3、諫早市の〇〇さんから南有馬町の社会福祉法人〇〇さんへ、南有馬町〇〇番、地目が田、地積が261平米となっております。転用の目的、駐車場用地です。経営している〇〇の駐車場とするため、申請地を譲り受けて利用したいということでございます。権利の内容につきましては贈与、時期につきましては許可日、期間は永年となっております。

本案件の農地部分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われまます。駐車場の面積は261平米です。職員及び来客用の車7台分を確保いたします。最高0.6m盛土し、整地を行い、砂利舗装いたします。周りは、ブロック等による土留め工事をして土砂の流出を防ぎます。雨水は、西側は既存の水路への放流、東側は進入路へ傾斜させて、道路側溝へ放流予定となっております。汚水、雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。21日水曜日2時10分頃、〇〇委員、〇〇の〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、国道251から旧〇〇駅のもうすぐ真ん前になるんですけど、入って100mもないぐらいのところにあります。そのちょっと手前にその〇〇さんがあって、歩いてすぐのところ駐車場が欲しいということで申請されていたんですけど、60センチほど上げて、コンクリートブロックで囲って土砂の流出を防ぐということだったんですけど、西側は水路があって、東側は道路側溝のほうに自然に流すということだったんですけど、手前のこの2筆が、赤道があって2筆があるんですけど、そこにもちょっと影響が出るんじゃないかと思われているんですけど、もう了承を得ているということで何の問題もないと思われまます。使われていないので、一応話をしていらっしゃるみたいで大丈夫だと思います。ほか、何の問題もないと思われまます。以上、皆さん、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですけど、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありま

せんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員の言われたとおり、問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第134号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。
事務局(〇〇) それでは、議案第134号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

7ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規1件、1,172平米、再設定が3件、8,433平米の計4件の9,605平米となっております。使用貸借権は、新規のみ2件で1,639平米です。所有権移転につきましては、売買が12件、3万3,758平米と贈与が1件、1,741平米の計13件の3万5,499平米となっております。中間管理事業の一括方式分につきましては、新規のみ、賃貸借権7件、1万5,839平米と使用貸借権が2件、1,856平米の合計9件、1万7,695平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式につきましては朗読を割愛させていただきます。

それでは、7ページをお願いいたします。

(議案第134号 賃貸借権 番号1新規設定、使用貸借権 番号5～6新規設定、所有権移転 番号7～19を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号各号の要件を満たしていると思われまます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等を伺うところでありますが、11ページの番号25は出席委員に関する案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 それでは、次に番号25について審議します。

本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することになっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇推進委員退席 ————

議長 番号25について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がないので、支障のない旨の回答でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障がない旨の回答をいたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇推進委員入席 ————

議長 全体としてご意見がありませんので、議案第134号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、議案第134号 農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、南島原市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更理由書（全体見直し）についてを議題といたします。

これは事務局より説明でよろしいですか。よろしく申し上げます。

事務局（〇〇） それでは、議案第135号 南島原市農業振興地域整備計画に係る意見について説明いたします。

12ページから14ページになります。

令和6年2月14日付で、南島原市農業振興地域整備計画に係る意見聴取についてということで、農業委員会のほうに市長のほうから意見を求められております。その農業振興地域整備計画の今回、この審議していただきますのは、5年に一度の全体見直し分の計画変更についての意見を求められているというところになります。

この案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、農業委員会から意見を求めるよう規定されておりますので、それに基づいて意見を求められているところになります。

詳細につきましては、農林課の〇〇さんのほうから説明していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、農業振興地域、全体見直しについて、農林課から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

農林課（〇〇） 農林課の〇〇です。農業振興地域の担当をします。よろしく申し上げます。

ふだんから農業委員さんや適正化推進委員さんには、農業振興のほうでいつもお世話になっております。最初に中川会長からも挨拶がありましたように、今日から地域計画の懇談会が開催されますので、農業を今後も守っていくような事業でありますので、皆さん、ぜひ積極的に参加していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、座って説明させていただきたいと思っております。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、農業振興地域整備計画の見直しというのは大体5年に1回するようになっておりますけど、前は平成31年2月に変更の見直しがあっております。変更は大体5年に1回ではあるんですけど、それには農業振興地域整備に関する法律によって、社会情勢や土地利用の動向等の変化が見られる場合は調査を行って、変更がありましたら見直しを行うということになっております。別途調査をしました結果、変更が認められ、今回変更の見直しをすることになっております。つきましては、もう県と事前に協議が済みまして、今回この農業委員会の場で意見をお願いしたいと思います。

中身につきましては、議案書の中の12ページから14ページになるんですけど、まず、12ページにつきましては、全体の面積とか変更が書いてありますので、後で見ていただきたいと思っております。

具体的には、13ページの3番の上の表のまず編入につきましては、トータル、逆に農用地に増える分なんですけど、16.26haになっております。この分が、次のページの14ページの5になるんですけど、上の増加分というところに土地改良事業実施というところの面積になりますけど、内容といたしましては、深江の圃場整備地区、馬場地区とか加津佐の圃場整備地区、

津波見地区とかのが新たに圃場整備の実施計画がありますので、そちらの面積を編入という形で、主にその分が増えて今回編入となっております。そのほかには、多面的機能の事業の交付金とか、その分も若干入っております、トータルで16.26haとなっております。

続きまして、すみません、また冒頭に戻って、先ほどの3番の編入の下の除外というところのトータル294.77haというのが逆に今度は農用地から外れる面積となっております。こちらにつきましては、また14ページの下の方になっておりますけど、山林・原野、非農地通知済、非農地判断済というところで11.44と荒廃農地Bというところで277.90haとなっております。こちらにつきましては、農業委員会で行っています農地パトロールの農地判定Bという評価を中心に、あと、それに隣接する農地とか、荒れているところを農林課のほうで調査をして、合わせて289haぐらいを除外として上げております。

そのほかには、道路の改良事業等で増えた分とかというふうな内容となっております。

中身につきましては、実際、要はトータル、編入と除外と合わせても300haというふうな内容になっていきますので、ちょっと一覧表が別途ありまして、地図もちょうど広いものを持ってきておりますので、後で、後ほど個別の各旧町に分かれて見ていただけたらと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 説明がありました、何か皆さんからご質問等はありませんか。

ちょっと私からよろしいですか。除外に対しては、294.77haですかね。

農林課(〇〇) はい。

議 長 農地パトロールして、もっともっと多かつたんじゃないかと思ひますけれども、除外ですので。

事務局(〇〇) そうですね。実際をいいますと、農地パトロールとかの結果と実際にこちらが調査した結果を踏まえると、実際は1,300haぐらいはあつたんですけど、国が10年間で、ちょっと大きな話になるんですけど、5万haを減らすという計画を定めていまして、それを各県に配分して、またさらにそれを10年で割つたときに、南島原市だけ1,000幾つも上げたら、ちょっと国とか県の計画の整合性が取れないということで、県と協議しまして、今回は300ha以下にちょっと押さえてもらえんかということでもちょっと協議が進んでいきますので、次回またそういうふうなことで、5年後どうなるか分かりませんが、そのときはなるべくやっぱり実情に合わせて、こちらも見直しをしていただけるように働きかけていきたいと思ひます。

議 長 実際は、この土地に1,000幾つ多いのに、国・県の方針に従えということで、一番この長崎県の南島原市がそういう荒地が多くて、農振からそれは外すべきじゃないかと思ひたというふうな、勝手な判断でそういうふうなやられると、またこの農業委員会としても、それに対するやり方がまた、国の方針だから、県の方針だからということで、多いのにそれだけ。しかしながら、後の問題がもっと山積してくるかと思ひますけど、そういうところはぜひ、方針はそうですけど、実態がこうなんですということをやっぱり伝えていただけないといかんと思ひておりますけども、いかがでしょうか。

農林課(〇〇) そうですね。引き続き私たちが働きかけはするんですけど、やはり委員の皆さんも、何らかの会議とか、そういうところがあれば積極的に、やはり現状が合わない、幾ら調査しても意味がないものになってしまうので、ぜひ皆さんもそういう場では発言して、積極的にちょっと意見を出していただきたいと思ひます。以上です。

議 長 ひとつよろしくお願ひします。

それでは、見直しに対する除外、編入についての地区別に地図が作成されておりますので、地区別に分かれて確認をお願ひしたいと思ひますので、地区別協議会のために3時まで休憩を取り

たいと思いますので、その間に各地区の地図を見て協議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(休 憩)

議 長 それでは、休憩を解き、会議を開きます。

確認の結果を、報告をお願いしたいと思いますので、深江の委員さん、いかがでしたか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。深江地区におきましては、1点だけ航空写真と合致しない、現在耕作しているところがありましたので、ちょっと保留ということで今お伝えしたところでございます。以上です。

議 長 それ、確認よろしいですか、〇〇さん。

事務局 (〇〇) はい、確認しました。

議 長 よろしくお願ひします。

布津の委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。布津の場合は、我々が見たのとほぼ合致する点が多かったです。別に間違っているところはありませんでした。

議 長 ありがとうございます。

有家の委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員、いかがですか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今地図を見せていただいている中、いろんな問題が出てきたのが、会長が質問いたしましたように、かなり我々のところは地域的にも名に分けられるんですけども、名でも一番広いと、南島原市で。しかしながら、荒地もなかなかナンバー1というぐらいに多いということで、さっきも集まってくるときに言いましたけれども、毎年毎年、農業委員会から農地パトロールで荒地、非農地なんかも見て回っているんですけども、これ、会長、かなりな数が私どももあると思うんですよ。これを結局、毎年毎年荒地にしたりしとっても、これだけ農用地内で減ってしまうということであれば、いや、もうこれは、こちらとしては荒地と出さないほうがいいのかなと、割当てで減らすぐらいなら、そういうことが一つの問題と。

もう一つは、この地図を見せていただいた中で、農用地内が多かわけですよね。その真ん中に除外はするところが、赤があるわけですよね。そうした場合には、そこが除外したときには、何かするときには、ここの真ん中がポンポンになるということですね。ちょっと言い方が悪いですけど、やっぱりそういうふうなときには、もうそこが除外であってもまた元に戻されるのか、その辺もちょっと話していただければと思います。すみません。

農林課 (〇〇) 〇〇委員さんにお答えしたいと思います。

先ほどありましたように、私もちょっと一緒に地図を見させていただいていろいろお話しさせていただいたんですけど、赤い部分が今回除外という形で地図を作っていますけど、基本的には端っこ、農用地の周辺部を中心にできるだけちょっと形がおかしくならないように外しているんですけど、端っこからちょっと荒れ方がひどいというところはちょっと中に食い込んだような荒れ方とか、場合によっては中にも、ちょっと以前もう大幅に外す計画でおりましたので、申出があったところにはちょっと1点だけ切り取って外したというところもありますので、ちょっとおかしなところもあると思いますけど、現状にあってできなかったというのがちょっと残念点ではありました。以上です。

議長 続いて、西有家の委員さん、いかがですか。

〇〇番〇〇委員、いかがですか。

〇〇番〇〇委員 西有家地区は谷あいが多くて、もうほぼ耕作されていないところばかりなので、かなりの面積があったと思うんですけども、そういう国と県の交付金の兼ね合いでしょうけども、その数にとどめておけということなので、もう仕方がないのかなと思っております。以上です。

議長 引き続き、北有馬の状況はいかがですか。

〇〇番〇〇委員、いかがですか。

〇〇番〇〇委員 北有馬も今地図を見せてもらったら、今年、北有馬地区は国調が今年まだ来ないわけです。その時点で、かなりの今また荒地やったところをもう山林化して、全部もう一度したいということであったんですけど、今地図を見ると、何か虫食いみたいな形で除外がなされているんですけど、私たちの見た判断では、もう地域ごと全て赤判定にしたところがあるんですけど、ここでも部分的にしかなくなっていなかったので、あれが本当だったら全部が、ある程度の土地を全部除外していただければと思ったんですけど、いろんな意味合いがあったかと思うんですけども、これが5年後にもう一回見直しがあったときにはもうかなりの、今年でもこれですから、5年後はさらに、今ためた部分も含めて相当の数を除外をしていただきたいと希望する次第です。以上です。

議長 南有馬のご意見等、〇〇番〇〇委員、どうぞ。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。南有馬地区もちょっとみんなで見たんですけど、短い時間で全部は見られなくて、少しのところを見たんですけど、大分何か減っているなというか、除外されているなという感じを受けました。本当、〇〇委員も言われたとおり、もう5年後はかなりまた増えてくるんじゃないかなと思っているので、またそれをつけてもらえれば、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

次、口之津の皆さんを代表して、〇〇番〇〇委員、いかがですか。

〇〇番〇〇委員 今、各町意見を聞きまして、ほとんどが同じ意見じゃないかなと思っております。口之津なんかは面積自体が狭くて、口之津港を最後に山手のほうに行けば行くほど赤判定で、パトロールに行ったときかなり、そうですね、休耕地ですけど荒れてしまっているというのが口之津の東大屋とか西大屋。町、早崎地区に行くと大分違いますけど、その辺が地図を今見た等からしたら、皆さんがおっしゃったように全然違うかなと。

ですから、農業委員会の中でも少しお話ししたことあるんですが、地域的に排除していけばどうだろうかという話もしたことがあるんですけど、私たちが農地パトロールで見た中で、それが反映されていないというのは皆さんの意見じゃないかなと思っています。その辺を今、〇〇さんがおっしゃったように、もう自分もそう思うんですが、上のほうがというお話でしたので、その辺を強く言っていただいて、そうしてやっていかないと、8月から新しい農業委員と推進委員さんになりますので、その辺がまたパトロールがどういうふうになるかというのを、おかしくなったら困りますので、ちゃんとしたパトロールができるように、農林課さんもちゃんとその辺を酌んでいただいて上のほうに一生懸命意見を言っていただいて、少しでもパトロールしたやつ赤判定に近いような結果を出していただければと思っております。以上です。

議長 最後になりましたけども、加津佐の代表して、〇〇番〇〇委員さん、いかがですか。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。地図は見ました。でも、写真はあまり見ませんでした。それを見よったら時間も取られるということで、もう本当はもっともっといっぱい荒れております。もう皆さんが言われたとおりともう一緒だと思います。唯一救いが、ちょっと基盤整備をするもので、ちょこ

と少しずつ増えておったと、増えたほうがよかったか、悪かったかは分かりませんが、異議ありませんということで今回は仕方ないなと思っております。以上です。

議長 適正化推進委員の方、ご意見を伺えればと思っておりますけれども、どなたか意見を主張したい方いらっしゃればお願いしたいと思いますけれども。

〇〇番〇〇さん、いかがですか。

〇〇番〇〇委員 私でしょうか。

議長 はい。土地改良の〇〇をしておられますので。

〇〇番〇〇委員 皆さん言われたように、私も同感でして、実情とは大きく違うんじゃないかと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんから言いたいということがあればお願いしたいと思います。

農林課のほうからも、実際はもっとあるけども、いろんな事情があってこのくらいに抑えておってくれということでありまして、農業委員さんたちの意見も今聞かれたとおり、もっとこんなもんじゃないという意見でありましたので、そこをしっかりと踏まえてよろしくお願ひしたいと思いますけれども。

それでは、南島原市農業振興地域整備計画の変更は、妥当としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 思惑は先ほど申したとおりでありますので、それでひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第136号 見岳地区水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型)(区画整理工種)の事業計画変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明についてと議案第137号 見岳地区水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型)(農業用排水施設工種)の事業計画変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明について一括して136号と137号を審議したいと思いますけれども、これは事務局のほうから説明よろしいですか。よろしくお願ひします。

事務局(〇〇) それでは、議案第136号 見岳地区水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業(畑地帯担い手育成型)(区画整理工種)と、次の137号のほうは農業用排水施設工種になりますけれども、事業計画変更に伴う土地改良法第3条の資格者の証明についてということで、議案2つになりますけれども、一括して説明させていただきます。

15ページから16ページにつきましては、先ほど言いました区画整理工種のほうになります。17ページ、18ページのほうは農業用排水施設工種の分の資料になりますので、見ていただければと思います。

南島原市西有家町見岳地区において、平成27年度から県営土地改良整備事業で区画整理と畑地かんがい施設の整備をしております。

今回、区画整備工種において、変更点が3点ほどあります。1点目が受益面積の変更であります。こちらが21haから21.1haへということで、0.1haの増加がっております。2点目が工期の変更がっております。当初が平成27年度から令和6年度の10年間でしたけれども、これが令和8年度までの12年間、2年間の延長となっております。3点目が総事業費、こちらが当初10億7,562万円だったものが13億4,677万4,000円への増加となっております。

次に、農業用排水施設工種のほうの変更点も同じく3点です。こちらも受益面積が21.2

h a から 2 1 . 3 h a への 0 . 1 h a 増加となっております。工期につきましても、先ほどと同様、平成 2 7 年度から令和 6 年度までの 1 0 年間だったものが 2 年間延びて 1 2 年間になったということになります。それに伴い、総事業費の変更、3 点目になりますが、当初が 1 億 8 , 4 3 8 万円だったものが 3 億 8 , 5 7 2 万 6 , 0 0 0 円の増加となっております。

以上の変更理由により、関係者の同意書が必要であるため、土地改良法第 3 条の有資格者であることの証明が必要となったものになります。計画の変更について、縦覧や公告を経て、農業委員会への申出を行い、土地改良法第 3 条資格者を確定し、同意書を聴取しなければならないことから、本議案は、事業担当部署より参加しようとする方の名簿が作成され、市長から農業委員会に対して対象者についての有資格者証明願が提出されております。その資料に基づき作成しております。

今回、ここで見ていただくのは、この中で万が一死亡されている方がおられないかどうかを特に確認していただきたいと思っております。以上でございます。

議長 見岳地区の基盤整備事業に関して、区画整理事業と、そして農業用排水施設工事の 2 種類の工事の延期に伴って変更がなされたということで、この審議に入っております。

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等を伺うところでありますが、1 6 ページの番号 5 8、出席委員が関係する案件がありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等ありませんか。

主に西有家、有家の委員さんが主だと思っておりますけども、議案 1 3 6 号と 1 3 7 号、一括して審議をお願いします。よろしいでしょうか。

(「ありません」との声)

議長 次に、番号 5 8 について審議いたしますので、農業委員会に関する法律第 3 1 条の規定により、除斥が必要となりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号 5 8 について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨の回答でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障がない旨の回答をいたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第 1 3 6 号、1 3 7 号については資格証明を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、資格証明書を交付することに決定いたします。

次に、**議案第 1 3 8 号 農地等の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の継続適用農地等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行について**を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 (〇〇) 失礼します。農政班から説明いたします。

議案第 1 3 8 号についてご説明いたします。

この証明書は、猶予期間中の 3 年に一度、農地等の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予、いわゆる国税ですね、及び不動産取得税の徴収猶予、これは県税を受けられている方の継続届出に

必要な書類でございます。受贈者である後継者が引き続き農業経営を行っている旨の証明書を農業委員会に提出して、税務署、県税事務所に継続届出書を提出する際に必要なものでございます。

今回の対象者は、地区別に申しますと、北有馬町が1名、布津町が1名、長崎市在住が1名、口之津町が1名の計4となっております。なお、口之津町の〇〇さんについては、不動産取得税の徴収猶予のみでございます。また、長崎市の〇〇さんについては、出身は西有家町の龍石で、お父さんの名前はちなみに〇〇様でございます。龍石で週末などを使って営農していると電話等で聞き取りをしております。

議案一覧表記載のその4名の対象者について、引き続き農業経営を行っているかご確認いただき、証明書を交付してよろしいか、ご審議をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問を伺うところでありますが、番号1について、出席委員に関する案件でありますので、その部分を除いて、ご意見、ご質問ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 よろしいですか。

次に、番号1について審議します。農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 番号1について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障がない旨の回答でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨の回答をいたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 ご意見がありませんので、農業経営を引き続き行っている旨の証明書を発行してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、農業経営を引き続き行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

次に、20ページから21ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

22ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

23ページ、**非農地証明書交付願**について 番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、非農地証明書の交付願について説明いたします。

23ページをお願いいたします。

番号1、島原市の〇〇さん、土地が有家町〇〇番〇外2筆、地目が畑で、現況が宅地となっております。面積の合計が356平米となっております。転用の目的は宅地です。年月日不詳から居宅・事務所・倉庫等として利用しているということになります。

こちらにつきましては、明治30年頃から隣接の宅地と一体で居宅、事務所、倉庫等として設置、利用されております。

長崎県農林部が制定し、令和5年11月1日に改正された農地転用関係事務指針の非農地証明書交付基準の②-1、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地であるため、証明基準を満たしているものと思われま

す。なお、建設、設置年ですけれども、これが分かる資料としまして、固定資産税の課税明細書の添付がっております。こちらのほうには建設年が明治30年及び明治32年及び不詳、こちらは記載がっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。21日の午前9時10分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名、計6名で行ってきました。場所は、先ほども言いました〇〇庁舎から500mほど上に行ったところに〇〇というお寺がございますけれども、それよりさらに右側のほうに二、三百、280mほど行ったところが現地でございます。

今もご説明がありましたように、明治30年からということですので、今まで私どもも見てきましたけれども、こういう古い話は初めてでございます。それで、もう課税も宅地の課税の対象になっているということで、もう2つとも今度のそれになって初めて分かったということで、借りられるということで、ここも見てとおりの、家は建てておりませんが、課税はもう宅地の課税の対象としているということで、池には食べ切れないようなコイがいっぱいおりまして、そしてまた今、家が真正面がございますけれども、この真正面の家ももう明治30年からのそのままの状態になっていたということで、もうこれは致し方ないのかなと思って見てまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

農業委員会法は昭和27年に制定されています。その前の案件になりますので。

現地調査委員からの報告がありました。同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありますか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんと隣の〇〇さん、〇〇ですね。これはもう古くからの旧家ですので、もう我々の知るところではないと思います。問題ないと思います。以上です。

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、24ページ、非農地証明交付願について、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、24ページをお願いします。

番号2、有家町の〇〇さん、土地が有家町〇〇番〇〇、地目が畑、現状が宅地です。面積が50平米となっております。転用の目的は宅地、平成6年頃に農業用倉庫を建設し、さらにその倉庫を翌年、平成7年頃に増築をしております。現在も農業用倉庫として利用されております。

平成6年頃、既に故人である願出人の夫が兼業農家として営農されていたときに、農業用倉庫として設置されて利用されておりました。

南島原市農業委員会非農地証明交付基準の第2条（3）の過去において農地転用許可不要案件

で処理できた土地であって、現況及び引き続き非農地である土地であるため、証明基準を満たしているものと思われます。

なお、資料といたしましては、設置された当時に農業経営をしていたことが確認できる書類としまして、地元の〇〇自治会長さんから証明書を頂いております。あと、農業用施設であったことの確認できる書類としまして、現況の建物内部の写真を添付していただいております。あと、既に建築がされておりますので、始末書の添付もあっております。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。21日の午前9時30分ぐらいから、〇〇委員、〇〇推進委員、それから事務局3名、計6名で見てまいりました。場所は、有家雲仙線の〇〇に農免道の交差点がございますけれども、それを島原市のほうに約1.3キロぐらい行ったところに〇〇のバス停がございますけれども、そのバス停から300mぐらい行ったところの農免のすぐ横でございます。今、ご説明をいただきましたように、そして、この日は雷がひどくて、事務局が驚いて私に飛びついてくるぐらい、とにかくひどかったということが記憶に残っております。

今の説明にもありましたように、平成6年頃にといいことで、平成7年にも増築をされております。このときにこういう申請をされておれば、何ら問題なかったのかと思った次第でございます。そしてまた、この倉庫にはおかしい点はなかったということで、機械等の農具を置いてあったということも確かめてきました。そして、この裏に畑が約500平米ぐらいあるんですけれども、そこは何か通り道を造ってから行かれているということで、スロープのような感じを造ってもう長くなりますので、何ら問題ないのかなと見てまいりました。審議のほうよろしく願います。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。問題ないと思われます。以上です。

議 長 ほかの皆さんから、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了させていただきます。